

●香川県告示第182号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

広島県広島市南区京橋町2-22

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市豊中町本山甲六の坪22

ゆめタウン三豊

(3) 変更しようとする事項の内容

特定施設（し尿処理施設）の設置場所及び機械室の形状を変更し、それに伴い排出先の排水口を廃止し、新たに1箇所新設する。また、雨水排水口も5箇所廃止し、6箇所新設する。

(4) 特定施設に関する事項

し尿処理施設の設置場所及び機械室の形状を変更する。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

無し。

(6) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排水	項 目	通 常	最 大
汚染 状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	浮遊物質 量 (mg/l)	5	10
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	3,000
排水の量 (m ³ /日)		190	555

他に排水口が6箇所（雨水専用6箇所）ある。

(備考) 今回、新設排水口から排水が排出されるため、新設排水口における汚濁負荷量は増加するが、事業場からの排水の汚濁負荷量には変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年4月11日から同年5月2日まで

(2)場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市環境衛生課